

議案第 5 号

高根沢町役場の位置を定める条例の制定について

高根沢町役場の位置を定める条例を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町役場の位置を定める条例の制定について

1 概要

役場庁舎の移転に関し、役場の位置を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき条例を定めるものです。

2 制定内容

- （１） 変更後の役場の位置を「高根沢町大字石末 1825 番地」とします。
- （２） 現在の役場の位置（高根沢町大字石末 2053 番地）について定めている「高根沢町役場の位置を変更する条例（昭和 38 年高根沢町条例第 135 号）」は、廃止します。

3 施行日

規則で定める日

高根沢町条例第 号

高根沢町役場の位置を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、高根沢町役場の位置を次のとおり定める。

高根沢町大字石末1825番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（高根沢町役場の位置を変更する条例の廃止）

2 高根沢町役場の位置を変更する条例（昭和38年高根沢町条例第135号）は、廃止する。